

## 公 募 要 領

件 名：国立乗鞍青少年交流の家清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務 一式

### 1. 設置要領

受託者は、公募をする独立行政法人国立青少年教育振興機構国立乗鞍青少年交流の家の施設内に自動販売機を設置し、清涼飲料水等の提供及び管理を行うものとする。

### 2. 自動販売機設置場所及び予定利用者数

別紙仕様書のとおり

### 3. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則第3条及び第4条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国または地方公共団体等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

### 4. 企画提案書の提出方法等

#### (1) 企画提案書の提出場所並びに問い合わせ先

〒506-0815 岐阜県高山市岩井町913-13

独立行政法人国立青少年教育振興機構国立乗鞍青少年交流の家管理係

TEL 0577-31-1012 FAX 0577-31-1025

#### (2) 企画提案書の提出方法

- ①用紙サイズをA4判、横書きとし、件名と企画提案者名を記述のうえ5部（本紙1部、写し4部）提出すること。
- ②提出方法は、郵送又は持参することとする。
- ③郵送の場合は、簡易書留、宅配便等で送付すること。
- ④企画提案書を提出する際には、件名、組織の代表者名、連絡担当者の所属、氏名、電話番号を表紙に明記すること。

#### (3) 提出書類

##### ①企画提案書（様式任意）

##### ②企画提案による資料（カタログ等）

<企画提案書に盛り込むべき内容>

- ・ 仕様書（Ⅵ設置条件及びⅦ経費等の負担）に基づき提案を行うこと。
- ・ 「自動販売機設置の流れ」のフロー図（設置方法と設置に伴う実施日程などが分かるよう、図面などを用いて記述すること。）で提示すること。
- ・ 清涼飲料水等の提供する内容が分かる資料を提示すること。
- ・ 売上見込に対する提案台数毎の販売手数料の1ヶ月分の内訳を記述すること。
- ・ 1台当たりの想定される年間の消費見込電力量と季節に応じた月毎の内訳・根拠を記述すること。
- ・ その他、本業務の実施に必要な事項、内容、方法等があれば記述すること。
- ・ 参考見積書（飲料水等の品名と価格の内訳を記述すること。）

(4) 企画提案書等の提出期限等

提出期限：令和3年8月19日（木） 17時

提出先：上記(1)に示す場所。

(5) その他

企画提案書等の作成費用については、選定結果に拘わらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書等については返却しない。

5. 選定方法等

(1) 選定方法

業者選定委員会において、提出された企画提案書等にて書類選考を実施する。

(2) 審査基準

別途定めた審査基準のとおり。

(3) 選定結果の通知

令和3年9月3日（金）予定 に全ての企画提案者に選定結果を通知する。

6. 契約締結

契約予定者決定後、企画提案書等を基に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については企画提案書等の内容を勘案して決定するため、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

7. スケジュール

(1) 公募開始：令和3年 7月20日（火）

(2) 質疑締切：令和3年 8月 6日（金） 17時

(3) 公募締切：令和3年 8月19日（木） 17時

(4) 業者決定：令和3年 9月 2日（木） 予定

(5) 契約開始：令和3年10月 1日（金）

8. その他

業務実施にあたっては、契約書及び企画提案書等を遵守すること。

# 仕 様 書

## I 件 名

国立乗鞍青少年交流の家清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務 一式

## II 予定利用者数（年間）

50,000人（月別数の内訳は別表1のとおり）

## III 設置場所

設置場所は、別表2自動販売機設置場所及び別紙図面のとおりとする。

## IV 履行場所

所在地： 岐阜県高山市岩井町913-13

施設名： 独立行政法人国立青少年教育振興機構国立乗鞍青少年交流の家

## V 契約期間

令和3年10月1日から令和4年9月30日までとする。ただし、期間満了にあたり発注者（以下「甲」という。）又は受注者（以下「乙」という。）の一方から異議のない限り、従来と同一の条件で1年間延長するものとする。ただし書きは3回まで延長することができる。

## VI 設置条件

### （1）商品について

- ①清涼飲料水等の選定については、甲・乙協議のうえ決めるものとする。
- ②商品の補充は定期的に行い、欠品にならないように配慮するものとする。
- ③ペットボトル等の回収は回収容器が溢れることないよう定期的に行い、ペットボトル等再資源化に努めるものとする。
- ④ペットボトル等のゴミの最終処理まで責任を持つものとする。
- ⑤ペットボトル等の回収容器は、形状等を甲と協議の上、乙が設置するものとする。

### （2）自動販売機の保守対応

- ①故障等の対応については、自動販売機設置業者が行うものとする。
- ②自動販売機の正面の見えるところに故障等の場合の連絡先を表記するものとする。
- ③施設の利用者は、主に青少年を対象としていることから、苦情等の問合せについては、適切、迅速かつ誠意ある対応を行い、トラブルの無いようにするものとする。

### （3）自動販売機について

- ①環境に配慮した自動販売機とする。
- ②消費電力が小さいものとする。
- ③転倒防止等の措置を行うものとする。

### （4）清涼飲料水等の料金

- ①料金設定については、次の②の場合を除き通常販売価格を上限とする。
- ②アルコール類は、正当な理由がある場合に限り、通常販売価格を超える料金とすることができる。

(5) 手数料

- ①清涼飲料水等の販売に当たり、基本手数料及び販売手数料を甲に納めるものとする。
- ②基本手数料については、提案自動販売機全台数の1ヶ月分当たり消費電力量に電気料金単価(1kw当たり18.65円)を乗じたものに見合った額を基本手数料とする。なお、消費電力量は、定格消費電力量から電灯部分の消費電力量を除いたものとする。
- ③販売手数料については、売上に対する料率の提案をするものとする。

(6) 自動販売機のデザイン

青少年施設にふさわしいデザインや色合いとすること。

(7) 売上報告

乙は、自動販売機毎に清涼飲料水等の売上について、売上月の翌月の20日までに甲に報告するものとする。

(8) その他

その他必要と思われるものについて、提案するものとする。

VII 経費等の負担

(1) 甲の経費負担は、原則、次のとおりとする(なお、乙が経費負担を行なう提案をした場合はこの限りでない。)

- ①設置に必要な電源設備
- ②その他設置に必要となるもの

(2) 乙の経費負担は、次のとおりとする。(実費負担のため提案は不要)

- ①自動販売機の設置及び撤去に伴う経費
- ②その他乙が負担すべき経費

VIII その他

①乙は、契約の終了等により国立乗鞍青少年交流の家から撤退する場合は、原状回復するものとする。

なお、契約期間中に乙が新規設置した施設・設備等の所属、処分等の取扱いについては甲・乙協議の上決定するものとする。

②この仕様書に定めのない事項、あるいは、その解釈について疑義が生じた事項については、その都度、甲・乙協議の上定めるものとする。

(別表 1)

月別予定利用者数

月	利用者数 (人)
4月	3, 2 0 0
5月	3 0 0
6月	4 0 0
7月	4, 3 0 0
8月	8, 7 0 0
9月	5, 6 0 0
1 0月	4, 0 0 0
1 1月	1, 5 0 0
1 2月	3, 0 0 0
1月	7, 5 0 0
2月	6, 5 0 0
3月	5, 0 0 0
合計	5 0, 0 0 0

(別表 2)

## 自動販売機設置場所

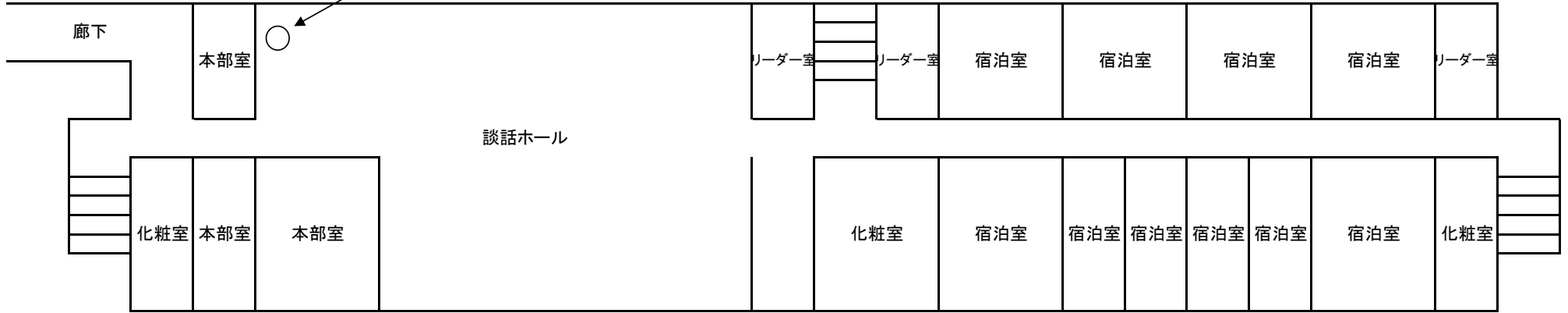
自動販売機No.	設置場所	備 考
1	宿泊棟 2 階談話ホール	ペットボトル&缶
2	研修棟 3 階ホール	カップ式コーヒー&ジュース類
3	サービス棟 2 階自動販売機コーナー	ペットボトル&缶
4	サービス棟 2 階自動販売機コーナー	ペットボトル&缶
5	サービス棟 2 階自動販売機コーナー	カップ式コーヒー&ジュース類
6	サービス棟 2 階自動販売機コーナー	アイスクリーム機
7	サービス棟 2 階自動販売機コーナー	アイスクリーム機
8	サービス棟 2 階暖炉の部屋	カップ式コーヒー&ジュース類
9	サービス棟 3 階喫茶談話室	ペットボトル&缶
1 0	サービス棟 3 階喫茶談話室	アルコール類機
1 1	サービス棟 3 階喫茶談話室	アルコール類機
1 2	サービス棟 1 階自動販売機	ペットボトル専用機
1 3	サービス棟 1 階自動販売機	ペットボトル専用機

# 自動販売機設置図面

令和3年7月1日現在

国立乗鞍青少年交流の家

No	機種区分
1	ペットボトル&缶

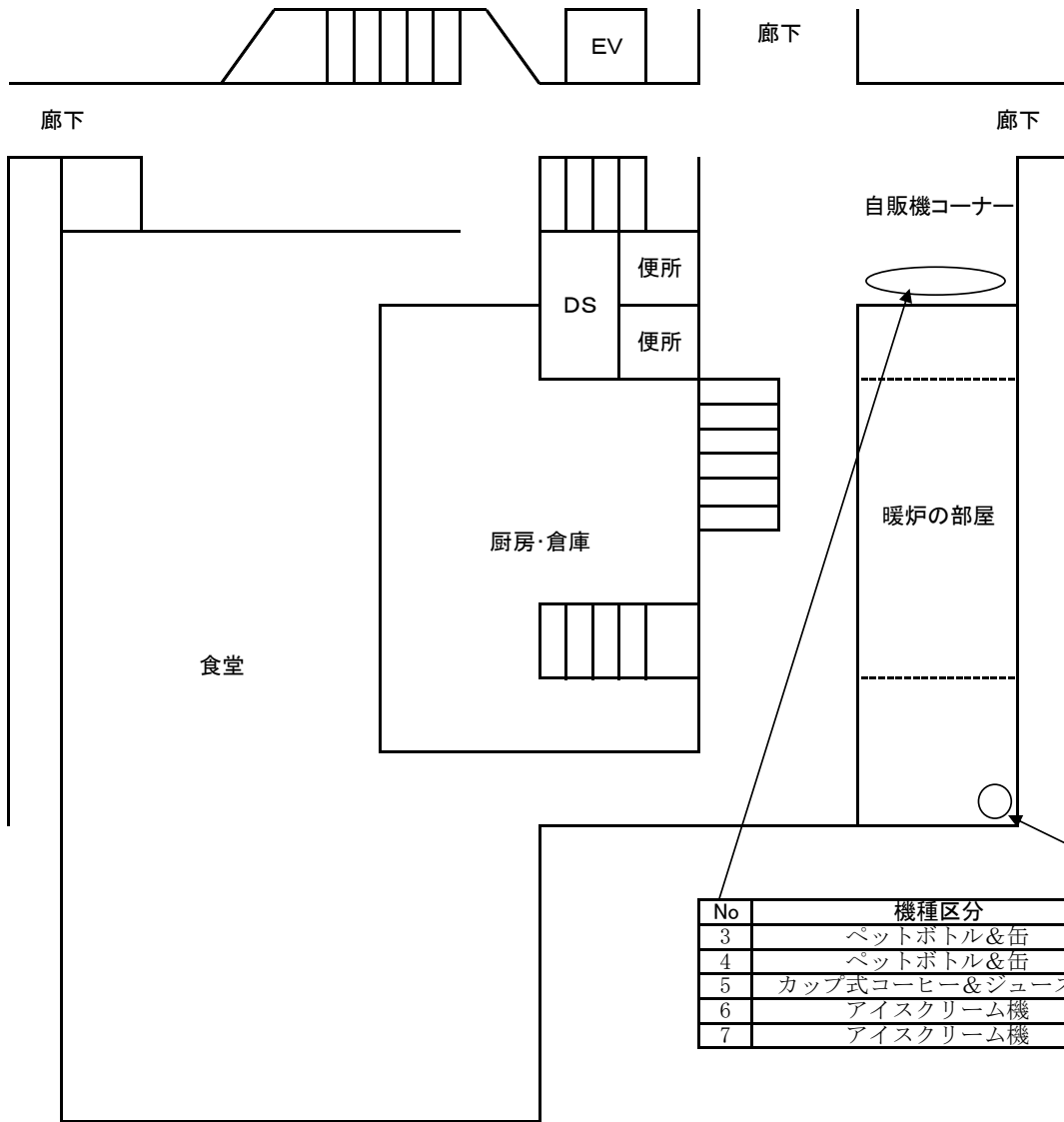


宿泊棟 2階

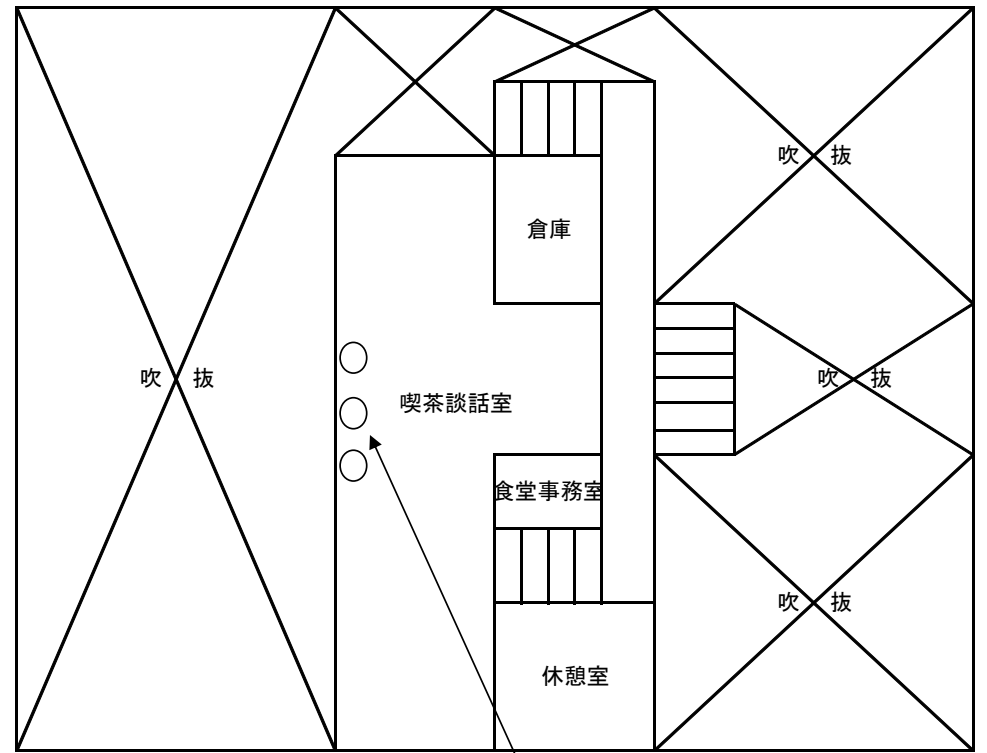




管理研修棟 3階



サービス棟 2階

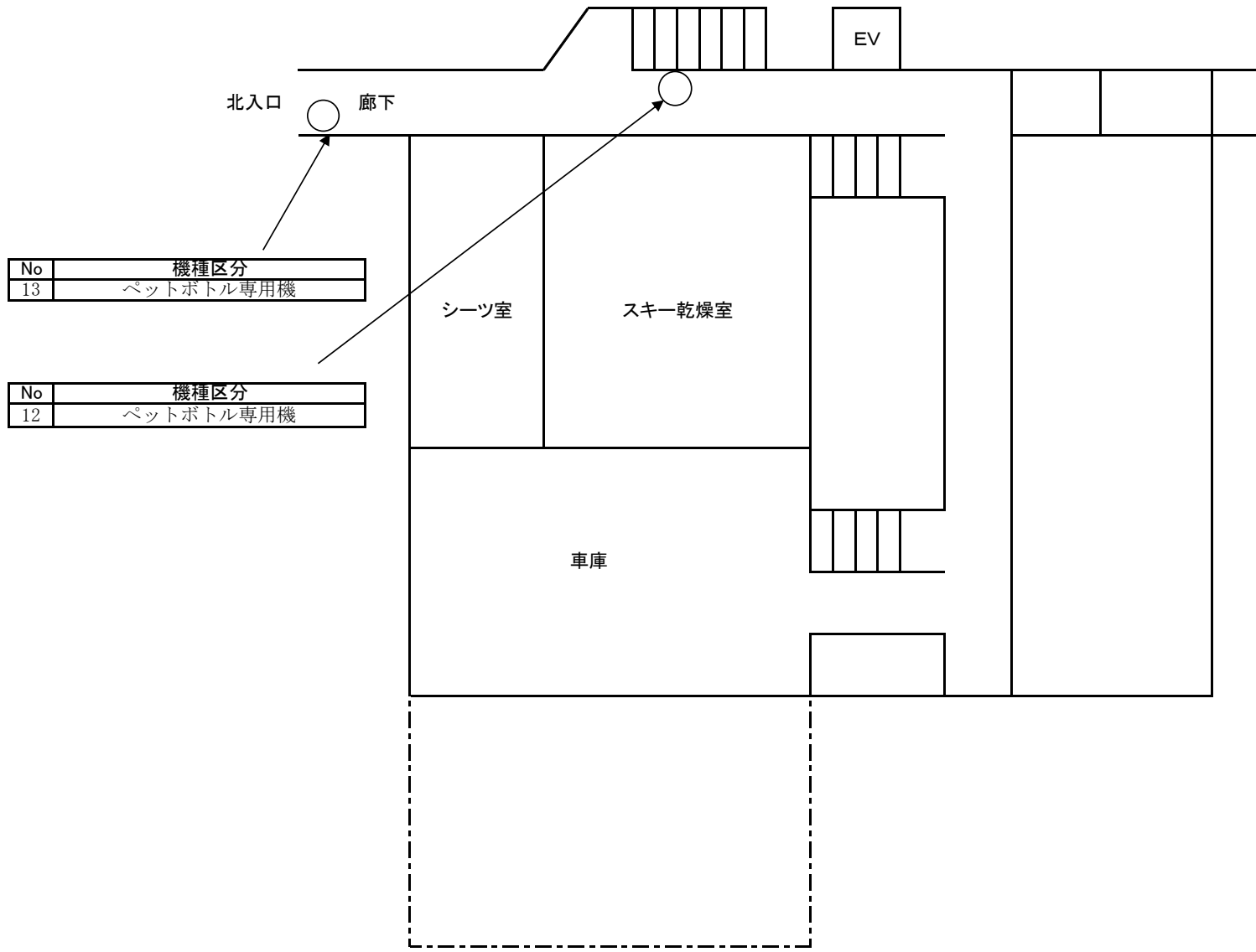


サービス棟 3階

No	機種区分
3	ペットボトル&缶
4	ペットボトル&缶
5	カップ式コーヒー&ジュース類
6	アイスクリーム機
7	アイスクリーム機

No	機種区分
8	カップ式コーヒー&ジュース類

No	機種区分
9	ペットボトル&缶
10	アルコール類
11	アルコール類



サービス棟 1階

## 委託業務契約書 (案)

件名 国立乗鞍青少年交流の家清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務 一式  
金額 別紙，自動販売機設置内訳のとおり

発注者 独立行政法人国立青少年教育振興機構国立乗鞍青少年交流の家所長 徳永 章人（以下「甲」という。）は，受注者 ○○ ○○（以下「乙」という。）との間において，上記の件について，上記金額で次の条項によって提供委託業務を結ぶものとする。

### （設置条項）

第1条 甲は，甲の管理する別紙の設置場所に乙が自動販売機を設置し，飲料等の販売を行う業務を委託するものとする。

2 自動販売機設置内訳は，甲・乙間で協議の上これを書面により変更することができるものとする。

### （自動販売機の管理）

第2条 乙は，定期的にルートセールスを派遣して，自動販売機の衛生管理，中身商品の補充等を行うものとする。

2 清涼飲料水等の欠品が出た場合には，甲の申し出により速やかに対応するものとする。

### （自動販売機の損壊等）

第3条 甲は，自動販売機の損壊，盗難事故，運転の不円滑，その他異常を発見した時は遅延なくこれを乙に通知するものとする。

2 前項の通知があった場合その他自動販売機に故障ある場合は，乙は速やかに修理等を行うものとする。

### （契約期間）

第4条 本契約の有効期間は，令和3年10月1日から令和4年9月30日までとする。ただし，期間満了にあたり甲又は乙の一方から異議のない限り，1年間延長するものとする。

2 前項ただし書きは，3回まで延長することができる。

### （契約の解除）

第5条 甲は，次の各号の一に該当する事由が生じたときは，契約を解除することができる。

（イ）乙が，正当な理由なく，この契約の全部又は一部を履行しないとき。

（ロ）この契約の履行について，乙に不正・不当な行為があったとき。

（ハ）乙がこの契約を履行する能力を失ったことが明らかに認められるとき。

（ニ）前号のほか，乙がこの契約に違反したとき。

（ホ）甲の都合により契約の解除の必要があるとき。

2 乙は，本契約の有効期間中に商品の販売数量が著しく少ない場合等，本契約を継続することが困難な理由が発生したときには，解除することができる。

3 前項により契約を解除する場合において，（ホ）が生じたときは，甲は乙に対して契約解除の理由を記載した書面を解除しようとする1ヵ月前までに乙に通知し，解除できるものとするが，（イ）から（ニ）については，書面をもって通告することによって解除するものとする。なお，乙の解除については，1ヶ月前に通知し，甲，乙協議の上その承諾を得て，本契約を解除することができる。

### （電気料・水道料及び不動産貸付料）

第6条 甲は，乙に自動販売機設置に伴う電気料・水道料及び不動産貸付料を無償とする。

(売上金)

第7条 自動販売機による売上金は、乙に帰属する。

(売上報告)

第8条 乙は、自動販売機毎に清涼飲料水等の売上について、売上月の翌月の20日までに甲に報告するものとする。

(手数料の振込)

第9条 乙は、手数料を3カ月(四半期)毎に取りまとめ、独立行政法人国立青少年教育振興機構本部の指定する口座に請求月の翌月20日迄に振り込むとともに、振込明細を機構本部に送付するものとする。

(手数料)

第10条 清涼飲料水等の販売数量が著しく増減及びその他の事由が生じた場合には、甲、乙協議の上、手数料を改定することができるものとする。

(一般的約定)

第11条 この契約の一般的約定事項については、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則によるほか、文部科学省が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

(協議)

第12条 この契約に定めのない事項、又はこの契約の内容に疑義が生じた場合は、その都度甲・乙協議の上定めるものとする。

上記契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自1通保有する。

令和3年 月 日

甲 住 所 岐阜県高山市岩井町913-13  
氏 名 独立行政法人国立青少年教育振興機構  
国立乗鞍青少年交流の家所長  
徳永 章人

乙 住 所  
氏 名

自動販売機設置内訳

基本手数料 1ヶ月当たり 円

No.	設置場所	機種区分	販売手数料 (%)	備考
1	宿泊棟2階談話ホール			
2	研修棟3階ホール			
3	サービス棟2階自動販売機 コーナー			
4	サービス棟2階自動販売機 コーナー			
5	サービス棟2階自動販売機 コーナー			
6	サービス棟2階自動販売機 コーナー			
7	サービス棟2階自動販売機 コーナー			
8	サービス棟2階暖炉の部屋			
9	サービス棟3階喫茶談話室			
10	サービス棟3階喫茶談話室	アルコール類機		
11	サービス棟3階喫茶談話室	アルコール類機		
12	サービス棟1階自動販売機			
13	サービス棟1階自動販売機			

(注意事項) 提案時の記載事項

1) 機種区分は、次から選定し記入する。

- ・ ペットボトル&缶・カップ式コーヒー&ジュース類・ペットボトル専用機・アイスクリーム機・アルコール類機・紙パック専用機
- ・ その他(上記を参考に内容を記入する。)

2) 販売手数料は、販売価格に対する%で記入する。

3) 備考欄は、対応する自動販売機の定格消費電力量から電灯部分の消費電力量を除いた消費電力量を記入する。なお、契約時は記載しない。

## 国立乗鞍青少年交流の家業者選定委員会規程

平成25年5月7日制定  
国立乗鞍青少年交流の家規程第31号

### (目的)

第1条 独立行政法人国立青少年教育振興機構国立乗鞍青少年交流の家（以下「交流の家」という。）公募・企画競争（以下「公募等」という。）における業者の選定については、この規程の定めるところによる。

### (設置)

第2条 交流の家の公募等において、客観的かつ公正に業者を選定するため、業者選定委員会を設置する。

2 業者選定委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 次長
- (2) 事業推進室長
- (3) 事業推進係長
- (4) 総務係長
- (5) その他所長が指名する者

3 委員全員が必要と認めるときは、委員以外のものを出席させることができる。

4 第2項第5号の任期は、公募等の1件限りとする。

### (任務)

第3条 業者選定委員会は、次の各号に関する事項について審査する。

- (1) 審査基準の策定
- (2) 企画提案者の提案書類及び面接（プレゼンテーションを含む。）の評価
- (3) 業者の選定

2 前項第2号及び第3号の評価及び選定は、別に策定する審査基準に基づき審査する。

3 業者選定委員会は、業者選定の結果を業者選定報告書（別紙）により所長に報告するものとする。

### (庶務)

第4条 業者選定委員会に関する事務は、管理係において処理する。

### (雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、所長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成25年5月7日から実施する。

業 者 選 定 結 果 報 告 書

令和3年 月 日

国立乗鞍青少年交流の家所長 殿

業者選定委員会

委員 次 長 溝 尻 裕 印

委員 事業推進室長 安 江 哲 弘 印

委員 事業推進係長 紺 谷 和 宏 印

委員 総務係長 田 川 晴 美 印

清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務 一式の業者選定委員会において審議の結果、下記のとおり選定しましたので報告します。

記

合 格 者





独 国 青 乗 第            号  
令 和 3 年    月    日

殿

独立行政法人国立青少年教育振興機構  
国立乗鞍青少年交流の家所長

徳 永    章    人

選 定 結 果 通 知 書

令和3年7月20日付けで公募しました「国立乗鞍青少年交流の家清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務一式」については、業者選定評価の結果、要件を満たしていなかったため不合格となりましたのでお知らせします。

清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務  
審査基準

企画提案者より提出された企画提案について、下記の仕様に合わせて審査するものとする。

(1) 商品について

①清涼飲料水等の選定については、発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）協議のうえ決められるよう提案されているか。

②商品の補充は定期的に行い、欠品にならないように配慮されているか。

○具体的に補充の頻度が示されているか。

加點基準 利用頻度に合わせて、効率的な補充の回数が明記されている場合、3点とする。

○欠品の場合の対応について、どのような対応が示されているか。

加點基準 欠品の申し出を受けた即日対応の場合は、3点とする。

③ペットボトル等の回収は回収容器が溢れることがないよう定期的に行い、ペットボトル等の再資源化に努めるものとなっているか。

○具体的に回収の頻度が示されているか。

加點基準 利用頻度に合わせて、具体的な回収の回数が明記されており、満杯のときに甲の申し出により即日対応する場合、3点とする。

○ペットボトル等の再資源化方法及び用途等が示されているか。

加點基準 環境に配慮した再資源化方法が示されている場合、3点とする。

○回収容器が分別に適した回収容器となっているか。

加點基準 分別に適している場合、3点とする。

④ペットボトル等のゴミの最終処理まで責任を持ったものとなっているか。

○ペットボトル等のゴミ回収から最終処理まで体制が確立されており、不法投棄されない。

⑤ペットボトル等の回収容器は、甲・乙協議できるよう提案されているか。

(2) 自動販売機の保守対応

①故障等の対応については、自動販売機設置業者が責任を持って行うようになっているか。

○甲が利用者対応を行わずに済むようになっているか。

加點基準 甲が対応する必要なく、低学年の利用者でも簡便な方法で対応できるようになっている場合、3点とする。

不可基準 故障等の対応を行わない場合。

②自動販売機前面の見えるところに故障等の場合の連絡先が表記されているか。

○利用者からすぐ見えるところに連絡先が表記されているか。

加點基準 低学年の利用者でも分かるような表示方法をしている場合、3点とする。

③利用者からの苦情等の問合せについては、誠意ある対応を行い、トラブルの無いように対処できるか。

○苦情等の問合せがあった場合、即日対応を行うようになっているか。

加點基準 苦情対応が即日対応の場合、3点とする。

○当日対応が難しい場合は、利用者へ直接対応を行い、問題の解決に当たるようになっているか。

加點基準 利用者の負担とならない対応となっている場合、3点とする。

(3) 自動販売機について

①環境に配慮した自動販売機となっているか。

加點基準 具体的に消費電力の削減が明記されており、機器が省スペースなものである場合、3点とする。

②消費電力が小さいものとなっているか。

加點基準 利用者の少ない時間帯若しくは夜間は自動的に自動販売機の表示部分の照明が消灯する等で節電が図れる場合は、3点とする。

③転倒防止等の措置を行っているか。

加點基準 災害対策対応機器となっている場合、3点とする。

(4) 清涼飲料水等の料金

①料金設定については、通常販売価格を上限としているか。

②アルコール類の販売価格については、施設の実情に応じた価格となっているか。

(5) 手数料

販売手数料（変動）については、売上に対する料率の提案がされているか。

加點基準 1本の売上に対しての販売手数料の料率設定が高い順に加點する。

1番高い料率を提案した者は、20点とする。

2番目に高い料率を提案した者は、15点とする。

3番目に高い料率を提案した者は、10点とする。

(6) 自動販売機のデザイン

青少年施設に相応しいデザインや色合いとなっているか。

加點基準 野外に設置する自動販売機について、自然に合わせた色合いとなっている場合は、3点とする。

不可基準 青少年の教育上、著しく不適切なデザインとなっている場合。

(7) 経費等の負担

施設が有利となっているか。

加點基準 甲の負担分を乙が負担する場合、3点とする。

(8) その他

その他、施設に合わせた企画提案が出されているか。

加點基準 施設の実情と地域性に合わせた企画提案が出されている場合は、3点とする。

<留意点>

(5) 手数料以外の各項目については、全ての要件を満たしたとしても、最高点数は3点とする。

清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務  
業者選定評価表

企画提案者名： \_\_\_\_\_

委員名： \_\_\_\_\_

㊞

仕 様	評価点		意 見
	基準点	加点	
(1) 商品について	基準点	加点	
① 清涼飲料水等の選定については、甲・乙協議のうえ決められるよう提案されているか。	1	/	
② 商品の補充は定期的に行い、欠品にならないように配慮されているか。	1	2	
③ ペットボトル等の回収は回収容器が溢れることないよう定期的に行い、ペットボトル等の再資源化に努めるものとなっているか。	1	2	
④ ペットボトル等のゴミの最終処理まで責任を持ったものとなっているか。	1	/	
⑤ ペットボトル等の回収容器は、甲・乙協議できるよう提案されているか。	1	/	
(2) 自動販売機の保守対応	基準点	加点	
① 故障等の対応については、自動販売機設置業者が行うようになっているか。	1	2	
② 自動販売機前面の見えるところに故障等の場合の連絡先が表記されているか。	1	2	
③ 利用者からの苦情等の問合せについては、誠意ある対応を行い、トラブルの無いように対処できるか。	1	2	
(3) 自動販売機について	基準点	加点	
① 環境に配慮した自動販売機となっているか。	1	2	
② 消費電力が小さいものとなっているか。	1	2	
③ 転倒防止等の措置を行っているか。	1	2	
(4) 清涼飲料水等の料金	基準点	加点	
① 料金設定については、通常販売価格を上限としているか。	1	/	
② アルコール類の販売価格については、施設の実情に応じた価格となっているか。	1	/	
(5) 手数料	基準点		
販売手数料については、売上に対する料率の提案がされているか。	10 15 20		
(6) 自動販売機のデザイン	基準点	加点	
青少年施設に相応しいデザインや色合いとなっているか。	1	/	
(7) 経費等の負担	基準点	加点	
施設が有利となっているか。（乙が甲の経費負担を行うよう提案があるか）	1	2	
(8) その他	基準点	加点	
その他、施設に合わせた企画提案が出されているか。	1	2	
小 計			
合 計			

[評価基準]

該当欄に○を記入ください

(5) は、1位は20点、2位は15点、3位は10点